

○熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則

(平成7年5月8日規則第27号)

改正 平成11年3月31日規則第16号 平成12年12月28日規則第57号
平成14年3月6日規則第6号 平成15年3月31日規則第18号
平成16年9月1日規則第44号 平成17年10月1日規則第76号
平成18年12月20日規則第80号 平成19年9月28日規則第46号
平成26年9月30日規則第36号 平成29年3月30日規則第7号
令和元年6月27日規則第2号 令和3年3月26日規則第7号
令和4年9月30日規則第24号 令和7年5月30日規則第27号

熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則をここに公布する。

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(平成7年熊本県条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(整備施設)

第2条 条例第2条第4号の規則で定める施設は、次に掲げる施設で不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するものとする。

(1) 特定建築物における案内標示、公衆電話台、券売機、カウンター若しくは記載台又は避難誘導灯

(2) 削除

(3) 施行令第4条第12号に規定する体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)又は水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)における更衣室

(4) 次に掲げる施設における休憩場所等(アからエまで及びキの施設については、建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。)又は条例第2条第6号に規定する大規模の修繕若しくは大規模の模様替に係る部分の床面積(第10条及び別表第1において「床面積」という。)の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。)

ア 施行令第4条第4号又は第5号に規定する建築物

イ 施行令第4条第6号に規定する建築物(卸売市場を除く。)

ウ 施行令第4条第7号に規定する建築物(宴会場を有するものに限る。)

エ 施行令第4条第8号に規定する建築物のうち保健所、税務署その他官公署

オ 施行令第4条第10号に規定する建築物のうち母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条に規定する母子・父子福祉施設又は母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター

カ 施行令第4条第11号に規定する児童厚生施設

キ 施行令第4条第13号又は第19号に規定する建築物

- (5) 施行令第4条第6号に規定する建築物(卸売市場を除く。)におけるレジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。)
- (6) 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(同法第48条の2第1項の規定により指定された自動車のみ的一般交通の用に供する道路及び高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道を除く。)に限る。以下同じ。)における歩道
- (7) 公園(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園に限る。以下同じ。)又は緑地、広場若しくは休憩所(港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地、広場又は休憩所に限る。以下同じ。)における出入口、園路、階段(その踊場を含む。以下同じ。)、駐車場又は案内標示
- (8) 特定建築物以外の施設である路外駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場(特殊の装置を用いるものを除く。)に限る。以下同じ。)における駐車施設

(公共的施設)

第3条 条例第2条第7号に規定する規則で定める施設は、特定建築物以外の施設で次に掲げるものとする。

- (1) 第2条第6号に規定する道路
- (2) 第2条第7号に規定する公園
- (3) 第2条第7号に規定する緑地、広場又は休憩所
- (4) 第2条第8号に規定する路外駐車場

(公共車両等)

第4条 条例第2条第8号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 一般旅客の用に供する鉄道の車両(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業(旅客の運送を行う事業に限る。)の用に供するものに限る。)
- (2) 一般旅客の用に供する自動車(道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。)
- (3) 一般旅客の用に供する軌道の車両(軌道法施行規則(大正12年/内務省/鉄道省/令)第13条の2の規定により認可された車両で一般旅客の用に供するものに限る。)
- (4) 旅客船(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)
- (5) タクシー(タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第2条第1項に規定するタクシーに限る。)

(建築物特定施設付加基準)

第5条 条例第17条第2項の建築物特定施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築主の判断の基準となるべき事項として規則で定めるものは、別表第1のとおりとする。

(整備基準)

第6条 条例第17条第4項の整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築主等の判断の基準となるべき事項として規則で定めるものは、別表第2のとおりとする。

(指示の対象となる特定建築物等の種類等)

第7条 条例第18条第2項の規則で定める特定建築物等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第19号に規定する特別特定建築物(条例第28条に掲げる建築物を含む。)で、建築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上であるもの(次号に掲げるものを除く。)
- (2) 条例第29条に掲げる建築物で、建築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの
- (3) 路外駐車場で、改良に係る駐車のために供する部分の面積の合計が2,000平方メートル以上であるもの

(報告及び立入検査)

第8条 知事は、条例第18条第4項の規定により、同条第2項の規則で定める特定建築物等の特定建築主等に対し、当該特定建築物等につき、当該特定建築物等の設計及び施工に係る事項のうち建築物特定施設及び整備施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に係るものに関し報告させることができる。

2 知事は、条例第18条第4項の規定により、その職員に、同条第2項の規則で定める特定建築物等又は当該特定建築物等の工事現場に立ち入り、当該特定建築物等の建築物特定施設及び整備施設並びにこれに使用する建築材料及び施設材料並びに設計図書その他の関係書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させることができる。

(身分証明書の様式)

第9条 条例第18条第5項に規定する職員の身分を示す証明書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

(事前協議の対象となる特定建築主等)

第10条 条例第19条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する特定建築物等を建築しようとする者(建築物の用途を変更して特定建築物としようとする者を含む。)

若しくは条例第2条第6号に規定する特定建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする者又は改良しようとする者とする。

- (1) 特定建築物で床面積の合計が300平方メートル以上であるもの(次号から第8号までに掲げるものを除く。)
- (2) 施行令第4条第2号に規定する建築物で床面積の合計が100平方メートル以上であるもの
- (3) 施行令第4条第6号に規定する建築物(卸売市場を除く。)で床面積の合計が100平方メートル以上であるもの
- (4) 施行令第4条第15号に規定する飲食店で床面積の合計が100平方メートル以上であるもの
- (5) 施行令第4条第16号に規定する質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗で床面積の合計が100平方メートル以上であるもの
- (6) 施行令第4条第16号に規定する理髪店、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗で床面積の合計が30平方メートル以上であるもの
- (7) 施行令第4条第21号に規定する建築物で床面積の合計が30平方メートル以上であるもの
- (8) 施行令第4条第22号に規定する建築物
- (9) 路外駐車場で駐車のために供する部分の面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの

(事前協議)

第11条 条例第19条前段の規定による協議は、特定建築物等の工事の内容に関する基本的な計画を定めたとき直ちに、別表第3の左欄に掲げる特定建築物等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める図書を添えた協議書(別記第2号様式)及びその副本1通を知事に提出して行わなければならない。

2 条例第19条後段の規定による協議は、協議した内容に変更を生じたとき直ちに、前項の図書のうち当該変更に係る必要なものを添えた同項の協議書及びその副本1通を知事に提出して行わなければならない。

(公表)

第12条 条例第21条第1項の規定による公表は、熊本県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による通知は、意見の聴取を行うべき期日までに相当な期間において、意見の聴取通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

3 知事が、条例第21条第2項の規定による通知をした場合において、当該通知を受けた者(以下この条において「当事者」という。)は、病気その他やむを得ない理由があるときは、知事に対し、意見の聴取期日等変更申出書(別記第5号様式)により、意見の聴取の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

- 4 知事は、前項の規定による申出により、又は職権により、意見の聴取の期日又は場所を変更することができる。
- 5 知事は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を意見の聴取期日等変更通知書(別記第6号様式)により当事者に通知しなければならない。
- 6 条例第21条第2項に規定する代理人は、各自、当事者のために、意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。
- 7 前項の代理人の資格は、代理人選任届出書(別記第7号様式)を知事に提出して証明しなければならない。
- 8 第6項の代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、代理人資格喪失届出書(別記第8号様式)により、その旨を知事に届け出なければならない。
(規則で定める公共的団体)

第13条 条例第24条第1項の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人水資源機構
- (2) 独立行政法人都市再生機構
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 日本下水道事業団
- (5) 独立行政法人国立病院機構
- (6) 国立大学法人
- (7) 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (8) 地方住宅供給公社
- (9) 地方道路公社

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第16号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の(中略)熊本県高齢者及び障害者の自立と社会活動への参加の促進に関する条例施行規則(中略)(以下「墓地、埋葬等に関する法律施行細則等」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の墓地、埋葬等に関する法律施行細則等の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成12年12月28日規則第57号)

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 6 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日規則第 18 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 9 月 1 日規則第 44 号)

- 1 この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 13 条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項及び同法第 87 条第 1 項の規定による確認の申請(以下「建築確認申請」という。)又は駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第 12 条の規定による届け出(以下「設置の届出」という。)を行った特定建築主等については、改正後の第 10 条及び第 11 条の規定を適用し、同日前に建築確認申請又は設置の届出を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 10 月 1 日規則第 76 号)

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 20 日規則第 80 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 12 月 20 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に建築又は修繕若しくは模様替の工事中の施行令第 4 条第 22 号の特定建築物については、この規則による改正後の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第 10 条の規定は、適用しない。
- 3 この規則の施行の日から起算して 6 月を経過する日までの間は、新規則第 11 条に規定する別表第 3 の図書については、新規則別記第 3 号様式にかかわらず、附則別記様式によるものとする。

附則別記様式 その 1(附則第 3 項関係)

[別紙参照]

附則別記様式 その 2(附則第 3 項関係)

[別紙参照]

附 則(平成 19 年 9 月 28 日規則第 46 号)

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 30 日規則第 36 号)

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日規則第 7 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県児童福祉法施行細則及び熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則(以下「熊本県児童福祉法施行細則等」という。)の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県児童福祉法施行細則等の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(令和元年 6 月 27 日規則第 2 号)

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 別記第 3 号様式その 1 の改正規定(「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。)及び附則第 3 項の規定 令和元年 7 月 1 日

(3) 別記第 3 号様式その 1 の改正規定(「車いす使用者用客室の 1 以上」を「客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数以上の車椅子使用者用客室」に改める部分に限る。)及び附則第 4 項の規定 令和元年 9 月 1 日

(経過措置)

2 前項第 1 号に掲げる規定の施行の際現に改正前の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により提出されている協議書その他の書類は、改正後の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定により提出された協議書その他の書類とみなす。

3 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の際現に旧規則の規定により提出されている調書は、新規則の規定により提出された調書とみなす。

4 附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の際現に旧規則の規定により提出されている調書は、新規則の規定により提出された調書とみなす。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日規則第 7 号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月30日規則第24号)

(施行期日)

- この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - 第2第4号の改正規定及び別記第1号様式の改正規定 公布の日
 - 前号に掲げる規定以外の規定 令和4年10月1日(経過措置)
- 前項第1号に掲げる規定の施行の際現に改正前の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により交付されている証明書は、改正後の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定により交付された証明書とみなす。
- 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に旧規則の規定により提出されている調書は、新規則の規定により提出された調書とみなす。

附 則(令和7年5月30日規則第27号)

(施行期日)

- この規則は、令和7年6月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現に改正前の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の規定により提出されている調書は、改正後の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の規定により提出された調書とみなす。

別表第1(第5条関係)

建築物特定施設	付加基準
1 便所	(1) 施行令第14条第1項第1号に規定する車椅子利用者用便房を設ける場合には、非常呼出し装置を設置すること。 (2) 施行令第4条第2号、第3号、第4号若しくは第5号に規定する建築物、同条第6号に規定する建築物(卸売市場を除く。)、同条第8号に規定する建築物のうち保健所、税務署その他官公署若しくは同条第13号若しくは第19号に規定する建築物で、床面積の合計が2,000平方メートル以上であるもの又は施行令第4条第21号に規定する建築物で、床面積の合計が30平方メートル以上であるものにおいて、次の設備を備えた便所を1以上設けること。ただし、これらの設備をこの号に掲げる建築物内に別に設ける場合は、この限りでない。

	<p>ア オストメイト(人工肛門又は人工膀胱を使用している者をいう。) 対応の洗浄装置付き汚物流し</p> <p>イ 衣服を掛けるための金具</p> <p>ウ その他オストメイトに対応した設備</p> <p>(3) 施行令第4条第2号、第4号若しくは第5号に規定する建築物、同条第6号に規定する建築物(卸売市場を除く。)、同条第7号に規定する建築物(宴会場を有するものに限る。)、同条第8号に規定する建築物のうち保健所、税務署その他官公署、同条第12号に規定する体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくは水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)、同条第13号に規定する建築物、同条第15号に規定する飲食店又は同条第19号に規定する建築物にあっては、不特定かつ多数の者が利用する便所のうち1以上の便所におむつ交換台その他これに類する設備(以下この号において「おむつ交換台等」という。)を設けること。ただし、おむつ交換台等をこの号に掲げる建築物内に別に設ける場合は、この限りでない。</p>
2 敷地内の通路	<p>通路に排水溝を設ける場合には、排水溝のふたは、車椅子のキャスター及び杖等が溝に落ち込まないものとする。</p>
3 エレベーター	<p>施行令第19条第2項第5号に規定するエレベーター(特殊な構造又は使用形態のものを除く。)を設ける場合には、籠内に手すり及び扉の開閉状況を確認することができる鏡を設置し、鏡については、車椅子使用者の利用に対応した適切な位置に設置すること。</p>
4 ホテル又は旅館の客室	<p>客室の総数にかかわらず、1以上の客室は、次によること。</p> <p>(1) 車椅子の移動及び転回に支障のないよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>(2) 床は、滑りにくい仕上げとし、かつ、段を設けないこと。</p> <p>(3) 非常時に避難しやすい場所に設けること。</p> <p>(4) 車椅子使用者に対応した浴室又はシャワー室、洗面所及び便房を設けること。</p> <p>(5) 視覚障害者及び聴覚障害者に対応した非常警報装置を設けること。</p>
5 浴室又はシャワー室	<p>不特定かつ多数の者が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、車椅子使用者に対応した浴室又はシャワー室とすること。</p>
6 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席	<p>(1) 施行令第15条に規定する車椅子使用者用部分は、次によること。</p> <p>ア 床は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 客席の出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい場所に設けること。</p>

	<p>(2) 施行令第19条第1項第1号に規定する車椅子使用者用経路に高低差がある場合においては、次によること。</p> <p>ア 傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>イ 傾斜路及びその踊場には、手すりを設けること。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 構造、地形、敷地の状況、沿道の利用の状況その他やむを得ない理由により別表第1に定める基準によることが困難である場合にあっては、当該基準によらないことができる。

別表第2(第6条関係)

第1 特定建築物における整備施設に係る整備基準

整備施設	整備基準
1 第2条第1号に規定する案内標示	案内標示は、次によること。 敷地の出入口から高齢者、障害者等が建築物内の目的の場所まで、円滑に移動できるよう、ピクトグラム(図記号)と文字を併用し、かつ、設置場所に配慮するなど分かりやすく一貫性のあるものとする事。
2 第2条第1号に規定する公衆電話台	公衆電話を設ける場合には、そのうち1以上は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとする事。
3 第2条第1号に規定する券売機	券売機を設ける場合には、そのうち1以上は、次によること。 (1) 表示、金銭投入口、操作盤及び取出口は車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとする事。 (2) 点字表示を行う等により視覚障害者が円滑に利用できるものとする事。
4 第2条第1号に規定するカウンター又は記載台	カウンター又は記載台を設ける場合には、そのうち1以上は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとする事。
5 第2条第1号に規定する避難誘導灯	避難用の誘導灯を設ける場合には、点滅型誘導音装置付き誘導灯その他視覚障害者及び聴覚障害者に対応した誘導灯とする事。
6 第2条第3号に規定する更衣室	多数の者が利用する更衣室以外に、次の設備を備えた更衣室を1以上設ける事。 (1) 車椅子使用者が円滑に通過できる構造の出入口 (2) 更衣用の椅子又はベッド (3) 車椅子使用者に対応したシャワー設備 (4) 車椅子使用者に対応した洗面台 (5) ロッカー

	(6) 非常呼出し装置
7 第2条第4号に規定する休憩場所等	<p>休憩場所等は、次によること。</p> <p>(1) 個室の授乳場所又は外部から見通すことができないようにするためのカーテン等を備えた授乳場所を1以上設けること。</p> <p>(2) (1)の授乳場所には、次の設備を設けること。</p> <p>ア 授乳用の椅子</p> <p>イ 幼児用椅子その他これに類する設備</p> <p>ウ 乳幼児用ベッドその他これに類する設備</p> <p>エ 流し台等</p> <p>オ 汚物入れ</p>
8 第2条第5号に規定するレジ通路	<p>レジ通路を設ける場合には、そのうち1以上は、次によること。</p> <p>(1) 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 床面は、水平とすること。</p>

第2 公共的施設における整備施設に係る整備基準

その1 道路に関する整備基準

整備施設	整備基準
第2条第6号に規定する歩道	<p>(1) 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 歩道の巻込み部分、歩道が横断歩道と接する部分及び横断歩道が中央分離帯を横切る部分の段差を切り下げること。</p> <p>(3) 平たんとし、かつ、滑りにくく、水はけのよいものとする。</p> <p>(4) 歩道に排水溝を設ける場合には、排水溝のふたは、車椅子のキャスター及び杖等が溝に落ち込まないものとする。</p> <p>(5) 歩道のうち横断歩道橋の昇降口、視覚障害者の歩行が多いもの、公共の交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶもの及び視覚障害者用信号付加装置の設置されている横断歩道に接するものにあつては、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを次により敷設すること。</p> <p>ア 周囲の部材との色の明度の差が大きい色の部材その他の周囲の部材と容易に識別しやすい部材を使用すること。</p> <p>イ 耐久性のあるもので、滑りにくい材質のものを使用すること。</p>

その2 公園、緑地、広場又は休憩所に関する整備基準

整備施設	整備基準
1 第2条第7号に規定する出入口	<p>1以上の出入口は、次によること。</p> <p>(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で、平たんに仕上げる。

<p>2 第2条 第7号に 規定する 園路</p>	<p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、第3号に規定する整備基準の(1)から(4)までの規定の例によること。</p> <p>(3) 園路に設けられる傾斜路及びその水平部分は、別表第1第6号に規定する付加基準の(3)イからキまでの規定の例によること。ただし、「踊場」とあるのは「水平部分」と、「通路」とあるのは「園路」とする。</p> <p>(4) 第1号の各出入口又は車椅子使用者用駐車施設と接続する園路のうち、それぞれ1以上の園路は、次によること。</p> <p>ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、別表第1第6号に規定する付加基準の(3)イからキまでに規定する傾斜路及びその水平部分又は段差解消機(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号の国土交通大臣が定める構造方法に適合する昇降機をいう。)を設けること。</p> <p>ウ 園路を横断する排水溝のふたは、車椅子のキャスター及び杖等が落ち込まないものとする。</p> <p>エ 砂利敷としないこと。</p> <p>(5) 各出入口と接続する園路のうち1以上の園路は、次によること。</p> <p>ア 視覚障害者を誘導するための部材(周囲の部材との色の明度の差が大きい色の部材その他の周囲の部材と容易に識別しやすい部材に限る。以下「誘導用部材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する園路及び水平部分には、視覚障害者の注意を喚起するための部材(周囲の部材との色の明度の差が大きい色の部材その他の周囲の部材と容易に識別しやすい部材に限る。以下「注意喚起用部材」という。)を敷設すること。</p> <p>ウ 砂利敷としないこと。</p>
<p>3 第2条 第7号に 規定する 階段</p>	<p>(1) 高さが75センチメートルを超える階段にあっては、手すりを設けること。</p> <p>(2) 主たる階段は、回り階段でないこと。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(4) 踏面の色をけあげとの色の明度の差が大きいものとする。こと等により段を容易に識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(5) 階段の上端に近接する園路及び踊場の部分には、注意喚起用部材を敷設すること。</p>
<p>4 第2条 第7号に 規定する 駐車場</p>	<p>(1) 車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次によること。</p> <p>ア 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から当該車椅子使用者用駐車施設までの通路((3)に規定する駐車場内の通路に限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p>

	<p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車施設までの駐車場内の通路は、第2号に規定する整備基準の(1)及び(4)の規定の例によること。</p>
5 第2条第7号に規定する案内標示	案内標示は、別表第2第1の表の第1号に規定する整備基準の例によること。ただし、「建築物内の目的の場所」とあるのは、「公園等内の主要な施設」とする。

その3 路外駐車場に関する整備基準

整備施設	整備基準
第2条第8号に規定する駐車施設	<p>(1) 路外駐車場には、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次によること。</p> <p>ア 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から当該車椅子使用者用駐車施設までの通路((3)に規定する駐車場内の通路に限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車施設までの駐車場内の通路は、前表第2号に規定する整備基準の(1)及び(4)の規定の例によること。</p>

備考 構造、地形、敷地の状況、沿道の利用の状況その他やむを得ない理由により別表第2の各表に定める基準によることが困難である場合にあっては、当該基準によらないことができる。

別表第3(第11条関係)

特定建築物等の区分	図書
1 特定建築物	<p>1 特定建築物整備調書等(別記第3号様式その1及びその2)</p> <p>2 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図</p> <p>3 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物及び主要な通路等の位置、事前協議の対象となる特定建築物と他の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示した配置図</p> <p>4 縮尺、方位、間取、床の高低並びに各室の用途及び主要部分の寸法を明示した各階平面図</p> <p>5 その他知事が必要と認める図書</p>
	1 特定建築物等整備調書(別記第3号様式その2)

2 路外 駐車場	2 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
	3 縮尺、方位、駐車場の区域並びに駐車場に接する道路の位置及び幅員を明示した配置図
	4 駐車の区画割、区画その他主要部分の寸法を明示した平面図
	5 その他知事が必要と認める図書

別記第 1 号様式(第 9 条関係)

別記第 1 号様式 (第 9 条関係)

[別紙参照]

別記第 2 号様式(第 11 条関係)

その 1

[別紙参照]

別記第 2 号様式(第 11 条関係)

その 2

[別紙参照]

別記第 3 号様式(第 11 条、別表第 3 関係)

その 1

[別紙参照]

別記第 3 号様式(第 11 条、別表第 3 関係)

その 2

別記第 3 号様式 (第 11 条、別表第 3 関係) その 2

[別紙参照]

別記第 4 号様式(第 12 条関係)

[別紙参照]

別記第 5 号様式(第 12 条関係)

[別紙参照]

別記第 6 号様式(第 12 条関係)

[別紙参照]

別記第 7 号様式(第 12 条関係)

[別紙参照]

別記第 8 号様式(第 12 条関係)

[別紙参照]